

〔長久手市行政評価票：平成23年度業務〕

担当課・係名		都市計画課 都市計画係【問合せ先(電話・内線番号)0561-56-0622 323】						
第5次総合計画掲載		基本方針 2 リニモでにぎわい交流するまち 基本施策 2-8 魅力ある長久手らしい景観を創り出す						
業務の名称		屋外広告物に関する事業						
(1)根拠法令・条例		屋外広告物法・愛知県屋外広告物条例						
(2)業務期間		開始した年度	昭和39年度	終了(予定)年度				
(3)業務概要	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置許可をする。			国・県・民間と類似した事業、他市町の実施の状況 県内の市町村で実施されている。				
(4)業務の目的と指標	①対象(誰、何を対象としているか)		状態を表す指標				単位	
	屋外広告物申請書の許可が必要な物件を対象としている。	➡	対象指標	ア	屋外広告物総件数	件		
			イ					
			ウ					
	②手段(どのような事業で)※実施した活動		➡	活動指標	ア	屋外広告物申請書の許可	件	
	屋外広告物申請書の許可の実施			イ				
ウ								
③意図(対象をどのような状態にしたいか)		➡	成果指標	ア	是正件数	件		
良好な街並み景観を維持する。				イ	簡易除却件数	件		
ウ								
④成果指標設定の理由		規制に適合しない広告物を排除する。						
(5)指標の推移			単位	目標値	21年度	22年度	23年度	24年度(計画)
	①対象指標	ア	件		114	140	172	231
		イ						
		ウ						
	②活動指標	ア	件		26	32	59	-
		イ						
ウ								
③成果指標	ア	件		0	0	0	-	
	イ	件		42	33	35	-	
	ウ							
(6)事業費の推移	事業費		千円					
	うち	国費	千円					
		県費	千円					
		一般財源	千円					
	受益者負担		千円					
	延職員数(臨職)		人		(前々回未集計)	(前回未集計)	0.29(0.02)	0
(7)遂行上の問題点、取組課題(箇条書きで簡潔に記載)								
許可の要・不要の判断は、申請書が提出された後でないと分からないため、違法性のある広告物の指導が難しい。								
(8)評価	必要性	A	屋外広告物法・愛知県屋外広告物条例による。				総合評価 A	
	有効性	A	許可の審査をすることにより、広告物の内容を把握することができる。					
	効率性	A	店舗新築時に申請手続きが集中し、事務の平準化が難しい。					
(9)今後の改善の方針	店舗事業者に対し屋外広告物法の周知を図ることにより法令を遵守していただくようにする。							

行政評価チェックリスト

	市が関与することは妥当か		該当	
必要性	① 法律で実施が義務づけられている事業		<input checked="" type="checkbox"/>	
	② 受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない事業		<input type="checkbox"/>	
	③ 住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	④ 住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	⑤ 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	⑥ 住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		<input type="checkbox"/>	
	⑦ 民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業		<input type="checkbox"/>	
	⑧ 市の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業		<input type="checkbox"/>	
	⑨ 特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第三者にも受益がおよぶ事業		<input type="checkbox"/>	
	⑩ 内部管理事務		<input type="checkbox"/>	
	事業内容は適切か	関連項目	該当	
	⑪ 事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。 (長年実施している事業、対象数が減少している事業)	(2)、(5)①	<input type="checkbox"/>	
	⑫ 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。 (目的の設定が現状にあっていない)	(4)	<input type="checkbox"/>	
	⑬ 対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。 (事業実績が前年と比べ低下している事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>	
	⑭ 住民ニーズを上回るサービス提供となっている。 (当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業)	(5)②	<input type="checkbox"/>	
	⑮ 国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。 (他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が多い事業)	(3)	<input type="checkbox"/>	
有効性		重複した事業が実施されていないか	該当	
		① 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。	<input type="checkbox"/>	
		② 国や県のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>	
		③ 民間のサービスと重複している	<input type="checkbox"/>	
		事業の成果はあがっているか	関連項目	該当
		④ 施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。 (成果実績向上につながる事業方法が他にない)	(4)、(5)	<input type="checkbox"/>
		⑤ 市の施策への貢献度が高いとはいえない。 (目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している)	(5)	<input type="checkbox"/>
	⑥ 事業を継続しても成果の向上が期待できない。 (成果指標の実績が前年から向上していない事業)	v③	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。	(4)	<input type="checkbox"/>	
効率性		実施主体は適切か	該当	
		① 民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用しても市民サービスが低下しな	<input type="checkbox"/>	
		② 民間事業者、NPO法人、住民団体等を活用するとコストの低減が期待でき	<input type="checkbox"/>	
		③ 民間事業者、NPO法人、住民団体等が持つノウハウ等を活用できる。	<input type="checkbox"/>	
		コスト改善の余地はあるか	関連項目	該当
		④ 人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (臨時職員の活用などで人件費を下げられる)	(6)	<input type="checkbox"/>
		⑤ 業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。 (業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>
	⑥ 事務改善によりコストを下げる余地がある。 (作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける)	(3)、(6)	<input type="checkbox"/>	
	⑦ 受益者負担に改善の余地がある。 (受益者負担＝受益者が負担すべき費用となっていない)	(6)	<input type="checkbox"/>	